

最適土地利用総合対策の制度拡充（荒廃農地再生支援事業）

- 農業振興地域の農用区域内（農振青地）においても荒廃農地があり（令和6年度：6万ha）、その解消について、機動的な支援が必要である。
- 荒廃しているため地域計画の外側にある農地や、荒廃化が進みそのまま放置すれば数年のうちに再生利用が困難となるような農地等について、その解消を支援することにより、地域計画のブラッシュアップを進め、農用地の維持・保全をより一層推進する。
- 荒廃農地の活用を図ることにより、病虫害の発生防止や、荒廃農地を住処とする有害鳥獣の被害抑制等、周辺農地与える悪影響の解消に寄与することなどの効果が見込まれ、農山漁村地域の活性化が期待できる。

支援内容等

○荒廃農地再生事業

（荒廃農地再生等整備）

刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良、支障物撤去



土壌改良・耕起



支障物撤去

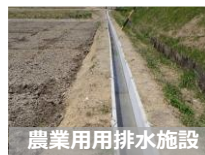
（簡易基盤整備）

農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理、農地等整備※

※法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等



区画整理



農業用排水施設

○再生推進事業

（農用地利用調整）

荒廃農地の再生利用等を目的とした農地に係る利用調整、荒廃農地等の受け手・出し手間の調整や調整に係る関係機関との連携、地域計画に係る調整等に関する取組

（事業指導・助言等）

交付対象事業に係る計画や実施状況、実施結果に係る審査・検査・現地確認・指導・助言等

（その他本事業に必要な事務）

事業実施主体

○荒廃農地再生事業：市町村、農地所有者、耕作者

○再生推進事業：都道府県、市町村

対象農地

【対象農地】

- 農振農用区域内の農地（農振青地）等
- 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地

上記を満たすもののうち、以下の農地が対象

- ①地域計画の範囲外にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
- ②地域計画の範囲内にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地のうち、黄色区分※）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等

※「農地法の運用について」の制定について 第3の1の(3)ア(ウ)bに規定される、「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」に該当するもの

事業実施要件

- ・1計画当たり、事業費200万円未満を対象
- ・交付率：1 / 2 以内
- ・対象農地の耕作者が地域で合意形成されていること
- ・事業完了後5年以上、耕作を継続すること
- ・事業完了後3年以内に地域計画に取り込むこと
（面積要件、地域要件（中山間地域等）は設けない）
- ・令和8年度から5年間限定の事業